第二十二条の十八中「第一条の十四第三号」を「第十四条第三号」に改め、同条を第二十二条の二十六とする。

第二十二条の十七第一項中「第一条の十四第一号」を「第十四条第一号」に改め、同条を第二十二条の二十五とする。

第二十二条の十六第二項中「第一条の十四第二号」を「第十四条第二号」に改め、同条を第二十二条の二十四とする。

第二十二条の十五第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ⑵中「第二十二条の二十一第一項第二号」を「第二十二条の三十第一項第二号」に改め、同条を第二十二条の二十三とする。

第二十二条の十四第一項中「第二十二条の十四の三」を「第二十二条の二十二」に改め、同条を第二十二条の二十とする。

第二十二条の十三第一項第二号中「第二十二条の十四の二」を「第二十二条の二十一」に改め、同条を第二十二条の十九とする。

第二十二条の十二第一号中「第二十二条の十四第二項第三号」を「第二十二条の二十第二項第三号」に、「第二十二条の十四の二」を「第二十二条の二十一」に、「第二十二条の二十」に改め、同条第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同条を第二十二条の十八とする。

第二十二条の十一を第二十二条の十七とし、第二十二条の十の二を第二十二条の十六とし、第二十二条の十を第二十二条の十五とする。

第二十二条の九第一項中「第二十二条の十の二」を「第二十二条の十六」に改め、同条を第二十二条の十四とする。

第二十二条の八中「第二十二条の十」を「第二十二条の十五」に改め、同条を第二十二条の十三とする。

第二十二条の七の三を第二十二条の十二とし、第二十二条の七の二を第二十二条の十一とする。

第二十二条の七中「第一条の十二第一項及び第一条の十三第一項」を「第十二条第一項及び第十三条第一項」に改め、同条第一号中「第二十二条の七の三第一項各号」を「第二十二条の十二第一項各号」に改め、同条を第二十二条の十とする。

第二十二条の六第二項第三号中「第一条の十二第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十二条の九とする。

第二十二条の五中「第二十二条の七の二」を「第二十二条の十一」に改め、同条を第二十二条の八とする。

第二十二条の四の次に次の三条を加える。

（共済代理店の事業報告書の様式等）

第二十二条の五　準用保険業法第三百四条に規定する事業報告書は、共済代理店が法人である場合においては別紙様式第一号㈠により、個人である場合においては別紙様式第一号㈡により、それぞれ作成しなければならない。

（特定共済契約）

第二十二条の六　法第十一条の二十七の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる共済契約とする。

一　第四十条に規定する共済契約

二　解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動により共済掛金の合計額を下回ることとなるおそれがある共済契約（前号に掲げるものを除く。）

三　共済金等の額を外国通貨をもって表示する共済契約（次に掲げるものを除く。）

イ　前二号に掲げるもの

ロ　法第十条第一項第十号の事業を行う組合が、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を塡補することを約し、共済掛金を収受する共済契約であって、当該組合が塡補すべき損害の額を当該外国通貨をもって表示するもの（共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約する共済契約を除き、事業者を共済契約者とするものに限る。）

（契約の種類）

第二十二条の七　法第十一条の二十七において読み替えて準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の農林水産省令で定めるものは、特定共済契約（法第十一条の二十七に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）とする。

第二十三条第一項中「第十一条の二十二」を「第十一条の二十九」に、「第十一条の七第二項」を「第十一条の十七第二項」に改め、第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号を第二号とし、第八号を第三号とする。

第二十三条第一項第九号中「前各号に定めるもののほか、」を削り、「又は」を「、」に改め、「媒介」の下に「又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為」を加え、「共済契約の締結時において被共済者が特定できない場合を除く。）」を「第二十一条の二第九項第一号イからニまでの規定による被共済者を除く。第三十条の五において同じ。）」に改め、「内容」の下に「その他共済契約者等に参考となるべき情報につき、共済契約の内容」を加え、「その他の」を「その他」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　第二十一条の二第二項の規定による加入させるための行為が行われる団体共済に係る共済契約に関し、当該団体共済に係る共済契約者から当該団体共済に係る共済契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること及び当該共済契約者による当該共済契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置

第二十三条第二項中「役員等は、前項第五号及び第六号」を「前項の組合の役員又は使用人は、同項第一号」に、「役員等は、当該書面の」を「当該組合の役員又は使用人は、当該」に改め、同項第一号イ及びロ中「役員等」を「当該組合の役員又は使用人」に改め、同条第四項中「役員等」を「第一項の組合の役員又は使用人」に改め、同条第五項中「役員等は」を「第一項の組合の役員又は使用人は」に、「規定により同項に規定する事項を」を「事項を電磁的方法により」に改め、同項第一号中「役員等が」を「当該組合の役員又は使用人が」に改め、同条第六項中「役員等」を「組合の役員又は使用人」に改める。

第三十条第一項中「第十一条の十二の二第一項」を「第十一条の三十第一項」に改め、「内容の説明」の下に「並びに利用者の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置」を加える。

第三十条の九第一項中「第一条の十六第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条第二項中「第一条の十六第四項」を「第十六条第四項」に、「第一条の十六第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第三十条の十とする。

第三十条の八第一項中「第十一条の十二の三第二項」を「第十一条の三十一第二項」に改め、同条を第三十条の九とする。

第三十条の七中「第十一条の十二の三第一項」を「第十一条の三十一第一項」に改め、同条を第三十条の八とする。

第三十条の六第一項中「第十一条の十二の二第二項第一号」を「第十一条の三十第二項第一号」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「（法第九十二条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。次項第一号において同じ。）」を削り、同号ハ中「法第十一条の十第四号に規定する」を削り、同項第四号中「第五条の八各号」を「第五十条各号」に改め、同条第二項中「第十一条の十二の二第二項第二号」を「第十一条の三十第二項第二号」に改め、同項第四号及び同条第三項中「第五条の八各号」を「第五十条各号」に改め、同条を第三十条の七とする。